

令和8年度（設楽町）第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）実施計画

この計画は、愛知県が令和3年度に策定した第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ管理）（以下「特定計画」という。）の実施計画として策定するものである。

1 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ (*Cervus Nippon*)

2 計画の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 管理すべき区域

特定計画に基づき管理すべき対象区域は、設楽町内全域とする。

4 現状

（1）生息環境と土地の利用状況

ニホンジカの生息地の大部分は森林であるため、町内の森林（国有林・民有林）の内訳を表1に示す。

町内における民有林ではスギ、ヒノキ等の人工林の占める割合が高く、広葉樹等の天然林は16.48%と低い。

近年、林業施業の行き届かない放置山林が増加しており、ニホンジカの好適な生息環境となりつつある。そのような状況下において、町内では年間数ha程度のスギ、ヒノキを植栽している。ニホンジカは、これらの幼齢林を狙って出没するケースも見受けられる。

津具地区は広葉樹等の天然林割合が低いものの、豊根村と境を接する茶臼山県境地域の標高の高い地域は天然林が存在し、ニホンジカの住みやすい地域となっている。

山あいの集落、いわゆる「里山」が点在している町内においては、森林以外にも農地及び耕作放棄地等、ニホンジカのご食物（稲等の露地農作物、各種草本類等）が豊富に存在し、ニホンジカの好適な生息環境となりつつあり、耕作放棄地の増加はニホンジカの個体数増加及び分布域拡大を助長しており、ニホンジカによる農林作物被害を増加させている要因であると考えられる。

旧設楽町地域では牧場跡地、旧津具地域では牧場があり、ニホンジカの出没が頻繁に目撃されている。

表1 林種別森林等面積

(単位：ha)

計画区域	森林面積	国有林 総数	民有林 総数		民有林立木地			
					針葉樹		広葉樹	
設楽地区	24,787	5,590	19,196	100.00%	15,835	82.49%	3,165	16.48%
津具地区								
合計								

計画区域	民有林立木地以外						民有林立木地（再掲）			
	竹林		無立木地		対象外森林		人工林		天然林	
設楽地区	15	0.08%	185	0.96%	1	0.01%	15,559	81.89%	3,442	18.11%
津具地区										
合計										

(出典)「2023年度愛知県林業統計書」

※ha未満は四捨五入より内訳と計は必ずしも一致しない。

(2) 生息状況

特定計画によると、愛知県内の令和2年度のニホンジカの分布域は、図1のとおり。設楽町では全域がニホンジカの分布域になる。

また、愛知県内の令和5年度末における生息数は20,857頭（中央値）である。設楽町における正確な生息数は不明であるが、図2の生息密度分布図によると、町北部及び南部にかけて特に生息密度が高い。

町内においては住民、農家、狩猟者等からの情報、目撃事例の増加、個体数調整による捕獲数の増加から、町内での生息は確実である。

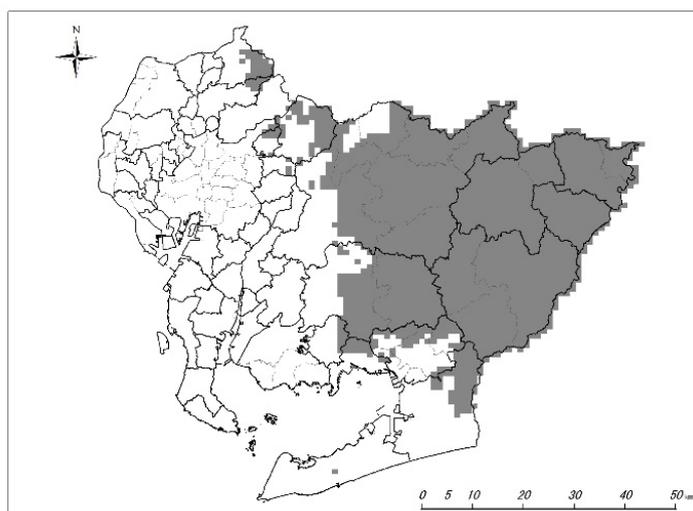


図1 愛知県における分布域 (R2年度)

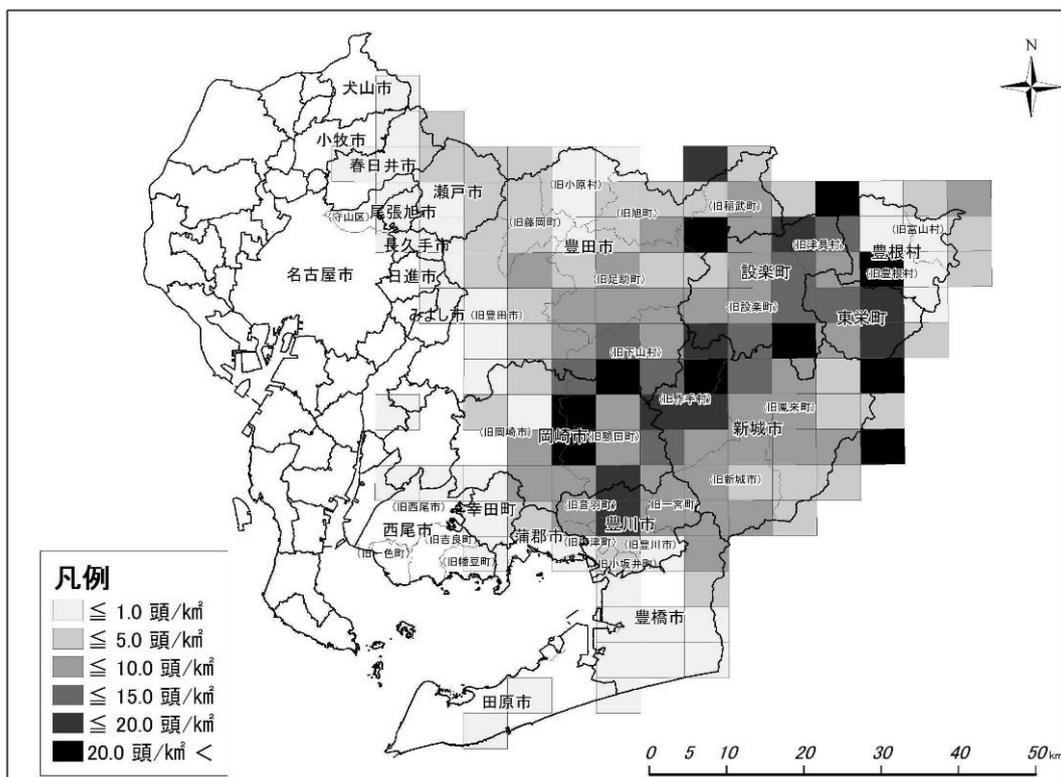


図2 愛知県におけるメッシュ別生息密度 (R6 年度)

(3) 被害の状況

町内における令和4年度から令和6年度までの農作物有害動植物防除実施要綱に基づく鳥獣類による農作物の被害状況を表2に示す。

被害面積は全体で1.4ha~3.1ha、被害量は3.6t~5.2t、金額は613千円~1,076千円であり、年度ごとに増減はあるものの、ほぼ横ばい状態である。

主な被害作物は稲、野菜(露地)である。

山里における被害については、収穫物が個数単位の場合や採草放牧地の牧草また、山林においては植栽木の本数など現実的に把握しきれないものがある。したがって、実際はこれらの数値以上の被害があると考えられる。

また、農業被害以外に自動車との衝突・接触事故、民家庭先への侵入、道路法面の駆け上がりによる被害、獣によって運ばれるヤマビル、マダニの吸血被害といった生活被害についても顕在化している。

表2 設楽町における被害の状況

	R4 年度			R5 年度			R6 年度		
	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)
設楽地区 津具地区 合計	2.7	4.9	1,076	3.1	5.2	1,034	1.4	3.6	613

(出典) 農作物有害動植物防除実施要綱に基づく鳥獣類による農作物の被害状況
(年度内の被害状況を翌年度にとりまとめて愛知県へ報告のため出典は令和6年度まで)

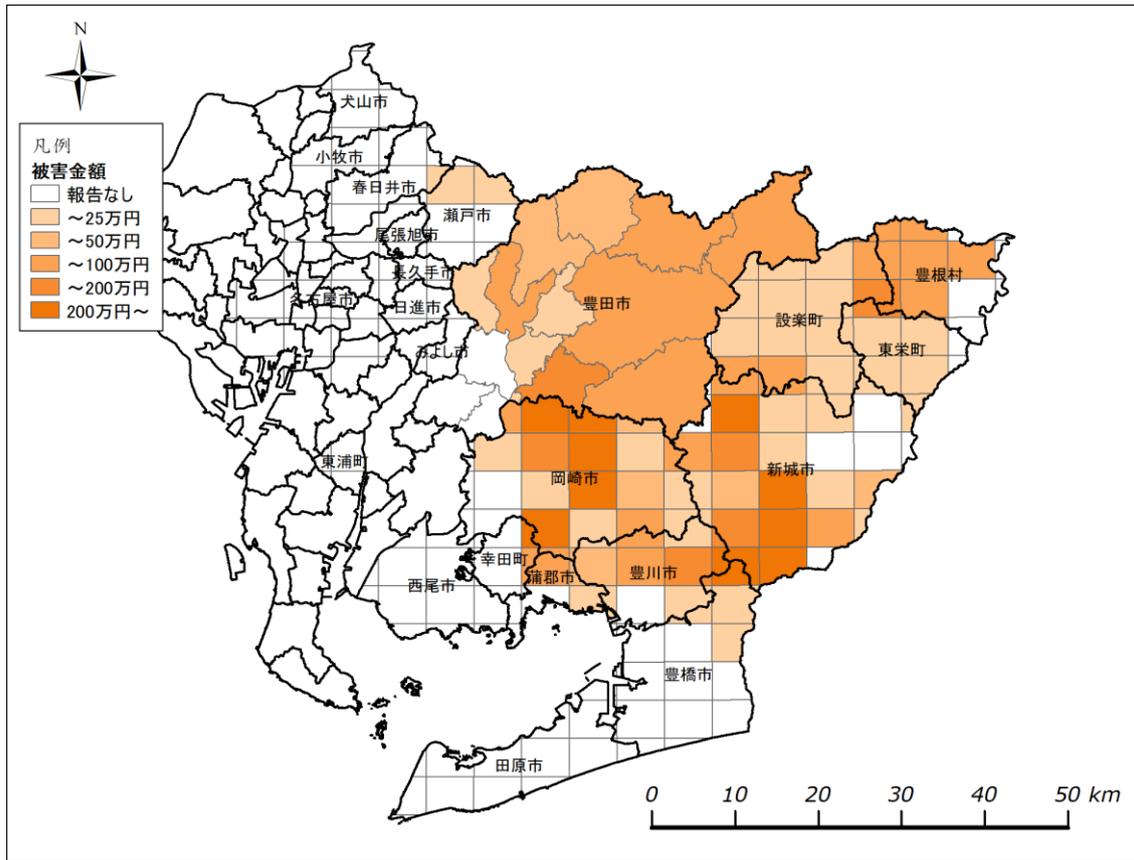


図3 愛知県における農業被害額 (R6年度)

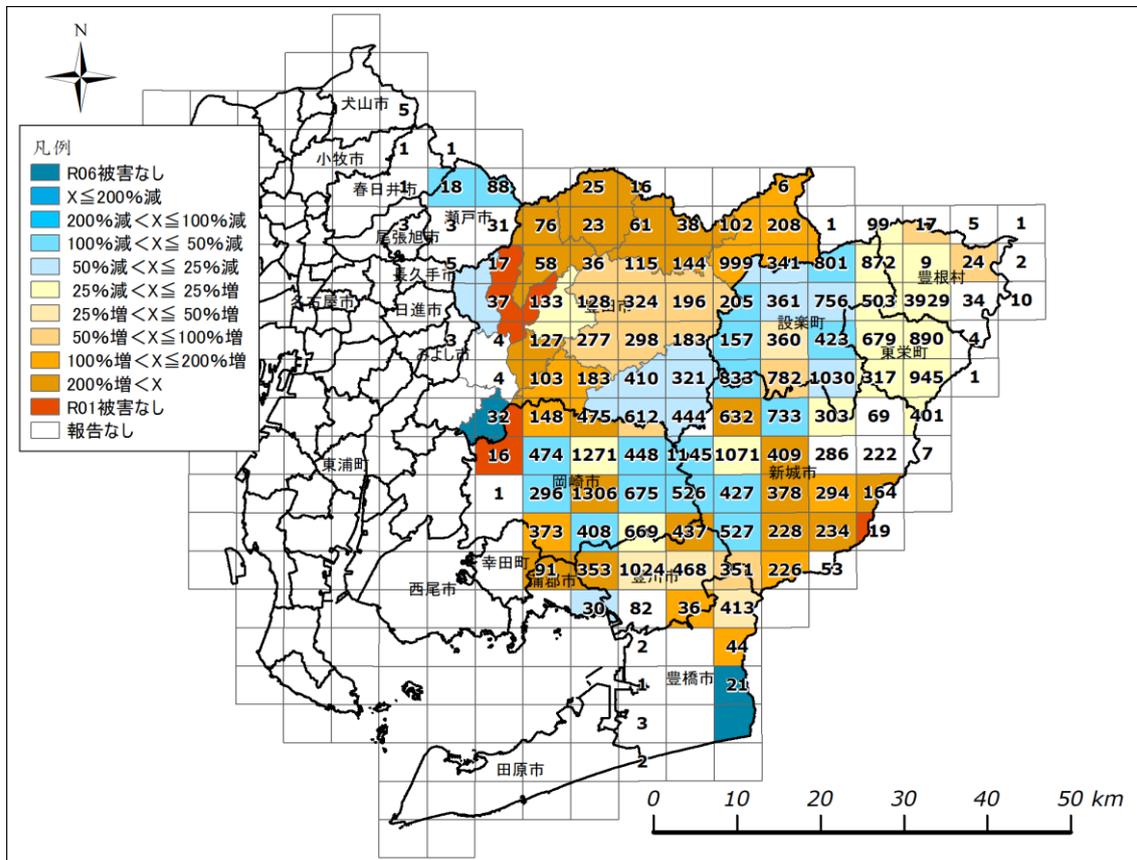


図4 愛知県における農業被害額の変化 (R1→R6年度)

(4) 対策の実施状況と評価

ア 捕獲に係る対策

愛知県内における令和6年度の捕獲分布図は以下のとおり。

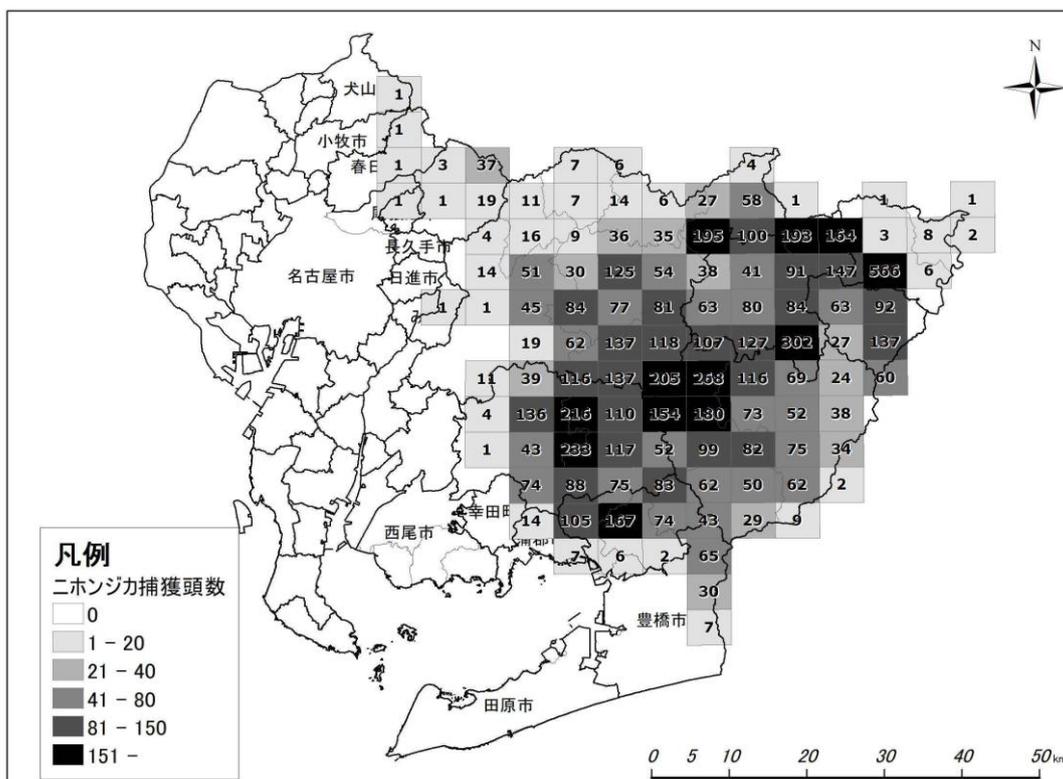


図5 愛知県における捕獲分布図 (R6 年度)

町内全域にわたり捕獲が行われており、これは町内各地に多数のニホンジカが生息していることを示している。目撃情報、捕獲数も増加しており、隣接市町村の捕獲数も多い。

表3 設楽町における許可捕獲（個体数調整）の実施状況

			R3	R4	R5	R6	R7(見込)
設楽地区	捕獲頭数 (捕獲手法別)	銃	127	141	132	112	100(65)
		罾	755	818	792	1,012	800(353)
	捕獲頭数 (雌雄別)	雄	365	399	399	468	380(191)
		雌	517	560	525	656	520(227)
津具地区	捕獲頭数 (捕獲手法別)	銃	15	12	10	23	10(2)
		罾	170	275	262	259	200(110)
	捕獲頭数 (雌雄別)	雄	60	116	140	163	120(67)
		雌	125	171	132	119	90(45)

※ R7は年度途中のため、年度見込みと()内に捕獲実績(4月～9月まで)を記載

イ 被害防除に係る対策

ニホンジカの捕獲に加え、被害防除対策として森林においては忌避剤による防除、農作物に対する対応については、ニホンジカのみではなく、他獣（イノシシ等）も含め農地等へ網や柵（金網柵、ワイヤーメッシュ、電気柵、トタン）の設置が実施されている。

平成 24 年度からは、新城・北設広域鳥獣害対策協議会における鳥獣被害防止総合対策事業による自力施工鳥獣被害防止施設（金網柵及びワイヤーメッシュ）の設置を実施している。併せて、設楽町農林水産物鳥獣害対策事業補助金として鳥獣の農地等への侵入を防止するため、農林水産業を営む者が設置する鳥獣害防御柵等（電気柵等）に要する経費の一部を補助している。

表 4 設楽町における防除対策の実施状況

		R3	R4	R5	R6	R7 (見込)
設楽地区	防護ネット	実施	実施	実施	実施	実施
	防護柵(イノシシ柵)	—	—	—	—	—
	防護柵 (イノシシ・シカ柵※)	実施	実施	実施	実施	実施
	複合柵 (防護柵+電気柵)	—	—	—	—	—
	電気柵	実施	実施	実施	実施	実施
	その他 (内容)	実施 (忌避剤)	実施 (忌避剤)	実施 (忌避剤)	実施 (忌避剤)	実施 (忌避剤)
津具地区	防護ネット	実施	実施	実施	実施	実施
	防護柵(イノシシ柵)	—	—	—	—	—
	防護柵 (イノシシ・シカ柵※)	実施	実施	実施	実施	実施
	複合柵 (防護柵+電気柵)	—	—	—	—	—
	電気柵	実施	実施	実施	実施	実施
	その他(内容)	—	—	—	—	—

※嵩上げ含む。

表 5 設楽町農林水産物鳥獣害対策事業補助金制度の利用状況（単位 件数：件 金額：千円）

	R01	R02	R03	R04	R04	R05	R06	R07(見込)
補助件数	9	18	11	7	16	21	22	20
補助金額	243	683	417	215	637	653	736	750

ウ 生息環境管理に係る対策

森林の管理者は、生息地となっている森林の間伐等適正な維持管理を行うことにより、樹種、林相が多様で下層植生が豊かな森林づくりに努める。これにより、森林でのニホンジカの生息可能な環境が整備される。

人が手入れしなくなった里山は、ニホンジカの好適な生息環境となり分布域の拡大等につながることから、地域住民及び土地管理者等は里山の積極的な利活用を図り、人の出入りの活性化を促進することでニホンジカの定住しにくい環境に移行させる必要がある。

農地及び集落周辺における耕作放棄地及び藪・雑草等は、草地化してニホンジカの餌場を提供するとともに農地等への侵入を誘引する要因となるため、土地管理者及び農家は刈り払い等の適正な管理に努める。また、農地においてはイネ等の農作物や各種草本類等はニホンジカの食物となり、ニホンジカを誘引するため、農家及び地域住民等は適切に処分する。

これらの環境整備により、農地及び集落への侵入を困難にし、餌場としての魅力を下げることにより、人の生活圏とニホンジカの行動圏との分離に努める。

表6 設楽町における生息環境管理対策の実施状況

		R3	R4	R5	R6	R7 (見込)
設楽地区	藪の刈り払い	実施	実施	実施	実施	実施
	未収穫農作物の回収	実施	実施	実施	実施	実施
	その他（内容）	—	—	—	—	—
津具地区	藪の刈り払い	実施	実施	実施	実施	実施
	未収穫農作物の回収	実施	実施	実施	実施	実施
	その他（内容）	—	—	—	—	—

5 評価

現在のところ、銃及びわなによる捕獲については、一定の効果はあると認識されているようである。

森林における忌避剤による防除は「ある程度の効果あり」との意見が出されているが、忌避剤は植栽した木一本ずつに塗布しなければならないため時間と手間がかかってしまうことや、忌避剤塗布後の降雨により流されてしまう場合、塗布がムラになってしまい効果が半減してしまうなどのデメリットがある。

農地における対策として、金網柵およびワイヤーメッシュにおいては集落単位による大規模な対策が実施できるが、設置後10年を経過している集落においては、設置個所の再検討を行うことが必要な時期にきている。電気柵については局地的な防除対策なるため、これらを組み合わせて使用することにより地域全体としての対策を行うことが必要である。

柵設置後の点検や補修、電気柵における漏電防止のための下草の除去等の適切な管理を定期的実施する必要がある、地域内における連携や意思統一も必要となっている。

表7 設楽町における被害動向と対策の評価

	被害動向	捕獲対策		被害防除対策					
		銃	罫	防護ネット	防護柵 (イシシ用)	防護柵 (イシシ・ シ用)	複合柵 (防護柵 +電気柵)	電気柵	その他 (内容)
設楽地区	横ばい	◎	◎	○	—	◎	—	○	○ (忌避剤)
津具地区	横ばい	◎	◎	○	—	◎	—	○	—

	生息環境管理対策		
	藪の刈り払い	未回収農作物の回収	その他 (内容)
設楽地区	◎	○	—
津具地区	◎	○	—

- ※ 被害動向は「増加」、「増加傾向」、「横ばい」、「減少傾向」、「減少」、「被害なし」で記載する。
 ※ 評価は「◎＝非常に効果がある」「○＝効果がある」「△＝あまり効果がない」「×＝効果がない」の4段階で評価する。なお、対策を実施していない場合は「—」を記載する。

6 管理の目標

(1) エリア区分

愛知県では、環境省のガイドラインに示された類型区分の考え方を参考に、ニホンジカの分布、生息動向、各種被害の状況等に基づき5つ(IからV)に類型区分を行い、対象区域の市町村を3種類のエリアに区分している。

設楽町は全域が従来からの分布域である「類型Ⅲ～Ⅴ」に該当する。

類型Ⅲ～Ⅴの市町村は、ニホンジカが高密度に生息している地域を含むため、他地域へのニホンジカの供給源となり得る。そのため、当該区域では、積極的な捕獲により生息数及び生息密度の低減を図るとともに、農林業被害の減少に重点を置き、被害防除、生息環境管理の対策についても強化する。また、ニホンジカの従来からの生息地でもあるため、生息数の動向を注視するとともに、個体群の長期にわたる安定的な維持に必要な環境の確保も図る事とされている。

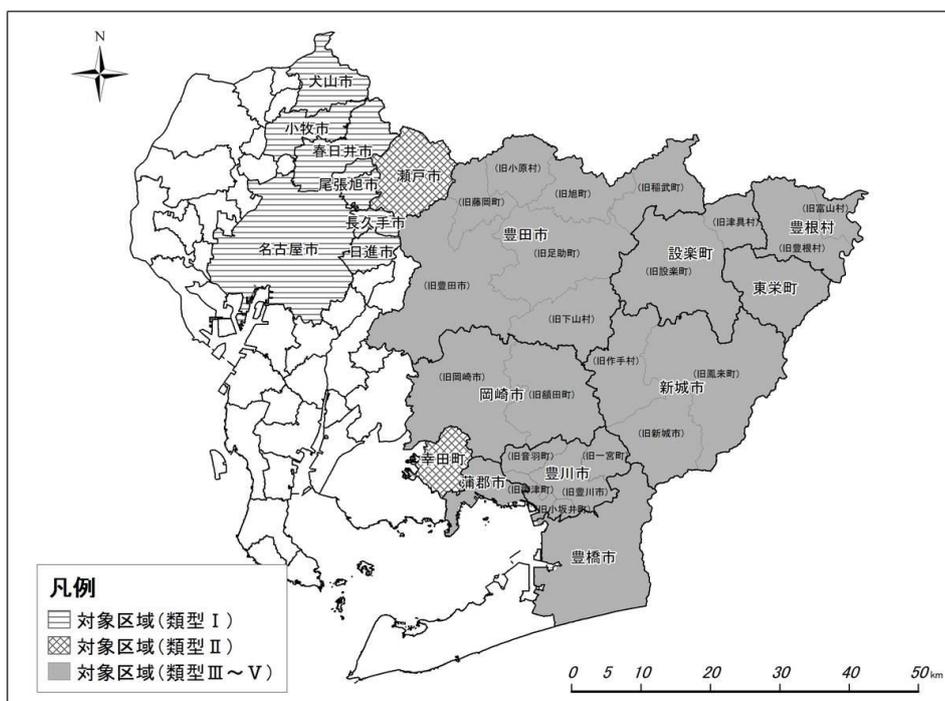


図6 対象区域及び類型区分

表8 生息状況の類型区分とそれぞれの目指すべき状態及び留意すべき点

類型	分布状況	生息状況	被害状況等	目指すべき状態及び留意すべき点
I	・長らくニホンジカが分布していなかった地域	・分布は確認されているが定着は確認されていない。(メスが確認されていない)	・農林業被害、生活被害、生態系影響が顕在化していない。	・適切な監視が行えるような体制を整える。 ・モニタリングを行い、IIへの移行の兆しを速やかに把握できるようにし、捕獲体制を整備する。 ・移行が確認された場合はメスを含む捕獲を実施し、I～IIの状態維持を目指す。
		・定着が確認され(メスが確認され、繁殖)、分布域が拡大している。 ・IIIの状態に近づくと、メス比が上昇し、繁殖も確認される。	・農林業被害、生活被害、生態系影響が顕在化していないか、局所的である。	・十分なメス捕獲を実施する等、適切な順応的な管理を行い、IIからIIIへの進行を抑制し、個体群の安定的維持に努める。 ・IIからIIIへの移行の兆しを速やかに把握できるようにし、移行が確認された場合は個体群変動予測に基づき捕獲数が過少とならないよう不確実性に配慮した目標を設定し、IIへの状態回復を目指す。 ・IIからIIIは最大の増加率を示す段階であるため、迅速な対応が必要である。
III	・従来からニホンジカが分布している地域	・個体数管理により個体数が減少傾向に至っていない。(3～5年程度の期間の傾向で判断)	・被害対策を適切に実施しなければ、被害が恒常的に発生。 ・自然植生の衰退が進む。	・IIIからIVへの移行を見誤って再びIIIの状況に至ってしまうことは問題をさらに難しくしてしまうため避けなければならないことから、捕獲に当たっては、個体群変動予測に基づく捕獲数より多い目標を設定する。
		・個体数管理により個体数が減少傾向に向い始めて間もない。(3～5年程度の期間の傾向で判断)	・被害対策を適切に実施しなければ、被害が恒常的に発生。 ・自然植生の衰退が進行しているため、植生回復が容易ではない。	・捕獲に当たっては、個体群変動予測に基づく捕獲数より多い目標を設定し、IVからVへの移行を見誤って再びIIIの状況に至ってしまうことは問題をさらに難しくしてしまうため避けなければならない。
		・長期(10年以上)にわたって継続的な個体数の減少傾向が確認され、目標生息密度に近い状態が続く。	・被害対策を適切に実施しなければ、被害が恒常的に発生。 ・自然植生の衰退が進行しているため、植生回復が容易ではない。	・捕獲に当たっては、個体群変動予測に基づく捕獲数より多い目標を設定し、Vから長期的な目標状態への移行を見誤って再びIIIの状況に至ってしまうことは問題をさらに難しくしてしまうため避けなければならない。

出典：環境省「第二種特定鳥獣管理計画作成のためのガイドライン(ニホンジカ編・2021(令和3)年)」

(2) 目標

愛知県では、特定計画において目標を以下のとおり掲げている。

目 標	指 標
生息数の減少	推定生息数→10,000頭に減少させる
生息密度の低減	生息密度5頭/km ² 以上のメッシュ数→3割減少させる(2020年度比)
分布の拡大防止及び縮減	—
農林業被害の未然防止又は減少	農業被害額、林業実損被害面積 市町村被害防止計画の達成状況
生態系被害の未然防止又は減少	—

設楽町は類型Ⅲ～Ⅴに該当するため、積極的な捕獲により生息数及び生息密度の低減を図るとともに、農林業被害の減少に重点を置き、被害防除、生息環境管理の対策についても強化する。また、従来からニホンジカの生息地でもあるため、生息数の動向に注意するとともに、個体群の長期にわたる安定的な維持に必要な環境の確保も図る。

(2) 目標を達成するための施策の基本的考え方

市町村実施計画は単年度の計画であるが、順応的管理の考え方を踏まえ、施策の実施状況及び効果を随時確認・評価しつつ、必要に応じて計画の変更等を行う。次年度の計画については、当年度の計画の評価を踏まえて、施策や目標の設定を行うものとする

7 数の調整に関する事項

(1) 前提

愛知県では、県内全体で毎年度 6,000 頭以上捕獲することとしている。

(2) 捕獲計画

類型Ⅲ～Ⅴに分類されている本町では、積極的な捕獲により生息数及び生息密度の低減を図るとともに、農林業被害の減少に重点を置く必要がある。

なお、被害が生じている地域においては、加害個体及び人馴れ度の高い個体を中心に捕獲を実施する。町内における令和 7 年度の捕獲計画を表 9 に示す。

表 9 設楽町における令和 8 年度の捕獲計画（案）

	捕獲手法別		雌雄別		合計
	銃	罟	雄	雌	
設楽地区	200	1,080	580	700	1,280
津具地区	30	275	180	125	305

(3) 計画を達成するために実施する対策

加害個体を中心とした捕獲を実施し、捕獲従事者に対し報奨金の交付や狩猟免許取得等に係る費用を支援し、地域における有害鳥獣捕獲活動の担い手の確保に努めていく。

(4) メスジカの捕獲促進

従来、確認が容易であることや捕獲実施者の狩猟の習慣などから、オスジカのほうが捕獲されやすい状況にある。一夫多妻制のニホンジカでは、繁殖率を低下させるため、いかにメスジカに高い捕獲圧をかけるかが重要になる。このため、本計画に基づく個体数調整の目的で捕獲を行うにあたっては、捕獲従事者への呼びかけ等によりメスジカの捕獲を促進する。なお、オスジカについても捕獲の機会損失がないようにする。

8 被害防除対策に関する事項

(1) 実施計画

ニホンジカの捕獲に加え、被害防除対策として森林においては忌避剤による防除、農作物に対する対応については、ニホンジカのみではなく、他獣（イノシシ等）も含め農地等へ網や柵（金網柵、ワイヤーメッシュ、電気柵、トタン）の設置を実施する。併せて、新城・北設広域鳥獣害対策協議会における鳥獣被害防止総合対策事業を活用し自力施工鳥獣被害防止施設（金網柵及びワイヤーメッシュ）の設置を推進する。

農地における対策として、金網柵およびワイヤーメッシュにおいては集落単位による大規模な対策が実施できるが、電気柵については局地的な防除対策なるため、これらを組み合わせて使用することにより地域全体としての対策を行うことが必要である。また、柵設置後の点検や補修、電気柵における漏電防止のための下草の除去等の適切な管理を定期的実施する必要があり、地域内における連携や意思統一を行う。

令和8年度以降も捕獲に加え、防除対策（防護柵・電気柵の設置等）を関係機関と連携しながら進めていく。

表 10 設楽町における令和8年度の防除対策の実実施計画（案）

	防除対策					
	防護ネット	防護柵 (イノシシ用)	防護柵 (イノシシ・ シカ用*)	複合柵 (防護柵 +電気柵)	電気柵	その他 (内容)
設楽地区	実施	—	実施	—	実施	実施 (忌避剤)
津具地区	実施	—	実施	—	実施	—

※嵩上げ含む。

(2) 計画を達成するために実施する対策

農地及び集落周辺における耕作放棄地及び藪・雑草等は、草地化してニホンジカの餌場を提供するとともに農地等への侵入を誘引する要因となるため、土地管理者及び農家は刈り払い等の適正な管理に努めるよう周知していく。

9 生息環境管理に関する事項

(1) 実施計画

森林の管理者は、生息地となっている森林の間伐等適正な維持管理を行うことにより、樹種、林相が多様で下層植生が豊かな森林づくりに努める。これにより、森林でのニホンジカの生息可能な環境が整備される。

人が手入れしなくなった里山は、ニホンジカの好適な生息環境となり分布域の拡大等につながることから、地域住民及び土地管理者等は里山の積極的な利活用

を図り、人の出入りの活性化を促進することでニホンジカの定住しにくい環境に移行させる必要がある。

農地及び集落周辺における耕作放棄地及び藪・雑草等は、草地化してニホンジカの餌場を提供するとともに農地等への侵入を誘引する要因となるため、土地管理者及び農家は刈り払い等の適正な管理に努める。また、農地においてはイネ等の農作物や各種草本類等はニホンジカの食物となり、ニホンジカを誘引するため、農家及び地域住民等は適切に処分する。

これらの環境整備により、農地及び集落への侵入を困難にし、餌場としての魅力を下げることにより、人の生活圏とニホンジカの行動圏との分離に努める。

表11 設楽町における令和8年度の生息環境管理対策の実施計画（案）

	生息環境管理対策		
	藪・下草の刈り払い	未収穫農作物の回収 放置果樹の伐採	その他 (内容)
旧市町村名 (設楽町)	実施	実施	—
旧市町村名 (津具村)	実施	実施	—

(2) 計画を達成するための実施する対策

農地及び集落周辺における耕作放棄地及び藪・雑草等は、草地化してニホンジカの餌場を提供するとともに農地等への侵入を誘引する要因となるため、土地管理者及び農家は刈り払い等の適正な管理に努めるよう周知していく。

10 その他の管理のために必要な事項

(1) 実施計画の実施体制

ア 実施計画の作成

毎年度、特定計画に基づき、捕獲対策、被害防除対策、生息環境管理対策に係る内容（実績及び計画を含む）を記載した実施計画を作成する。計画の作成にあたっては、毎年度、生息・被害の状況、被害防除対策の実施状況の効果等の情報を収集・把握したうえで、これまでの施策の評価を行う。

また、毎年度、県が提供する生息数の指標となる資料等を基に、農林業被害の状況を踏まえて、高い捕獲圧をかけることを前提に捕獲目標数を設定する。

なお、実施計画の内容は、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画と整合を図るものとする。

町を中心に各利害関係者が協議して、実施計画を作成する。

各利害関係者としては、農林業者の代弁者（県（農林サイド）、農協、森林組合）、捕獲者の代弁者（猟友会）、野生生物保護の代弁者（県（環境サイド）など）などとする。

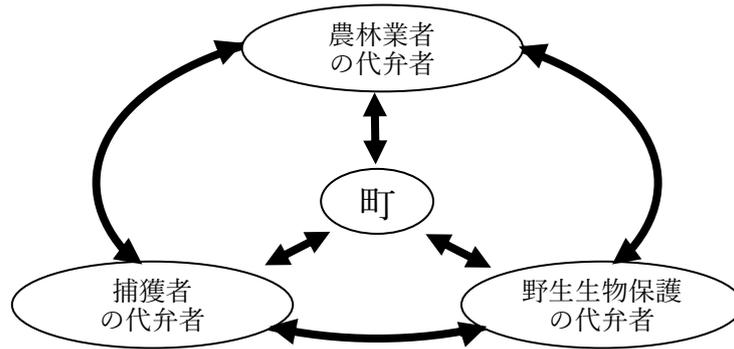


図7 計画作成の協議イメージ

イ 実施計画の運用

実施計画に基づき、捕獲対策等を推進する。実施にあたっては、捕獲従事者、地域住民等との連携を密にし、地域ぐるみで対策を実施できるようサポートする。また、捕獲状況、被害状況及び出没状況等の情報を常時把握し、捕獲時期及び捕獲場所を記載した捕獲マップを作成する等、実態の把握に努め、次年度の実施計画に反映する。

(2) 市街地出没への対応

ア 出没を防止するための対応

市街地への誘引を防止するため、山際や河川敷での藪の刈り払い等による侵入経路の遮断、餌付けの防止、生ごみ、放置果樹、放置農作物等の誘引物の除去などの対策を組み合わせ実施する。また、地域住民に対しては、市街地出没を防止するための知識の普及啓発に努める

イ 出没した時の対応

突発的な出没には、出没地点等の情報を収集し、必要に応じて地域住民への注意喚起を実施する。また、当該個体が本来の生息地に自発的に戻っていくように、移動経路の遮断も検討する。なお、市街地の環境や人に慣れた個体が出没する場合は、捕獲による除去を検討する。捕獲にあたっては、地元警察、市町村等により地域住民の安全を確保した上で実施する。また、出没に対して迅速に対応するため、事前に警察等の関係機関や、狩猟者団体等による体制の整備に努めるとともに、地域住民に対して市街地出没に係る情報提供を促し、事故等を防止するための知識の普及啓発に努める。

なお、出没が続く場合は、市街地周辺の生息地とみられる場所における捕獲の実施も検討する

(3) 錯誤捕獲の防止に係る対応

箱わなやくくりわなといったわなによる捕獲の場合、捕獲対象ではない鳥獣が錯誤捕獲される可能性がある。錯誤捕獲された鳥獣に関しては、原則その場での

放獣で対応する。県及び市町村は、錯誤捕獲の発生時に備え、狩猟者や捕獲従事者に対し、危機管理に関する知識・技術の普及を行う。

また、ニホンジカのわな捕獲の場合、放獣時に人身被害の可能性があるツキノワグマやカモシカが錯誤捕獲される可能性がある。特にこれらの獣類が生息している地域においては、錯誤捕獲が起こらないよう、自動撮影カメラ等による事前調査を行い、わなを設置する場所、わなの種類、誘引餌等に配慮する必要がある。また、県及び市町村はこれらの獣類が錯誤捕獲された場合に備え、狩猟者団体、警察と連携した連絡、対応体制を整備するとともに、放獣時に麻酔を実施するための人員確保に努めるものとする。

なお、ニホンジカの捕獲場所でイノシシの生息数の減少を目的とした捕獲等の措置を講じている場合、錯誤捕獲されたイノシシの放獣は適切ではないことから、イノシシが捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲許可申請を行うよう指導し、適切に対応する。

(4) 感染症への対応等及び安全対策に関する配慮

ア 感染症への対策

ニホンジカの捕獲はイノシシの捕獲と同時に行う場合があるため、豚熱ウイルスの拡散リスクを十分認識し、豚熱ウイルスのまん延を防止するために防疫措置を実施する必要がある。

また、ニホンジカが関係する人獣共通感染症のうち、捕獲作業等によるニホンジカの接触で注意すべき感染症として SFTS（重症熱性血小板減少症候群）等のダニ媒体の感染症、また、糞尿・血液・乳汁等との直接接触による感染症として Q 熱、加熱していないニホンジカの生肉を食することによる感染症として E 型肝炎等がある。県及び市町村は、これらの感染症に対しての情報を取りまとめ、捕獲従事者や狩猟者に対して、感染防止のための注意喚起を実施する。

イ 安全対策に関する配慮

ニホンジカの捕獲は、マダニ等による人獣共通感染症や、ヤマビルによる吸血被害のほか、滑落・転倒や銃器、さらには捕獲された個体（錯誤捕獲を含む）による事故等、様々な危険が伴う作業である。捕獲事業の実施主体である行政機関は、捕獲従事者やその所属団体が取り組む安全対策や緊急時の連絡体制を把握するとともに、想定される事故や事故発生時の対応等についてあらかじめ捕獲従事者と共有し、安全面に十分配慮した事業実施に努める。

(5) ジビエの振興等活用策

ニホンジカの捕獲を進める上で、捕獲したニホンジカを地域の食物資源として有効に活用していくことは、生きものの命を大切に活用するということが、さらには、貴重な未利用地域資源を活用した地域振興を図るために大変重要なことである。

このため、各種イベントを通じて、捕獲された個体の獣肉を使用した料理の試

食会等を行い、ジビエに関わる取り組みを県内外へ発信し、自然の恵みとして獣肉の消費拡大に努める。2014（平成26）年12月に定めた「愛知県野生鳥獣肉衛生管理ガイドライン（2023（令和5）年10月10日一部改正）」により、狩猟から処理、食肉としての販売、消費に至るまで、ニホンジカを含めた野生鳥獣肉に起因する衛生上の危害発生の防止を図っていく。